

「一般名処方」についてのお願い

当院では、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用に積極的に取り組んでおりますが、現在一部の医薬品については十分な供給が難しい状況が続いております。

当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分にもとづいた「一般名処方」（一般的な名称により処方箋を発行すること※）を行う場合があります。

一般名処方によって、特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が供給しやすくなります。

一般名処方についてご不明な点などがありましたら、お申し出ください。
皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

JCHO高岡ふしき病院 院長

※一般名処方とは…

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方箋に記載することです。
これにより、万が一お薬が供給不足であっても有効成分が同じ複数のお薬を選択することが可能となり、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。